

# 三櫻工業株式会社定款

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 当社は、三櫻工業株式会社と称し、英文では、「Sanoh Industrial Co., Ltd.」と表示する。

### (目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 次の品目およびこれらに関連する装置ならびに設備の設計、製造、加工、販売、施工、修理、保全に関する事業
  - ①金属チューブおよび樹脂チューブ
  - ②自動車、産業用車両その他の輸送用機器の部品、用品類ならびに附属品
  - ③電子・電気機器、機械器具およびその部品ならびに附属品
  - ④金属加工用機械・設備等の産業用機械器具
  - ⑤電池、その原料および部分品、その他電池応用製品
- (2) 前項各号に関するエンジニアリング、コンサルティング、発明研究およびこれらの技術供与に関する事業
- (3) 新商品の開発計画・企画・立案ならびに販売調査の受託
- (4) 情報処理・情報通信・情報提供に関するサービスならびにソフトウェアの開発・販売
- (5) 損害保険代理業および生命保険募集業
- (6) 労働者派遣事業
- (7) その他前各号に附帯関連する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く

### (機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当社の公告の方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は144,848,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株主についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令および本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第3章 株主総会

(招集時期)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第17条 当社の取締役は18名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長およびその他の役付取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会がこれを招集し、議長となる。

2. 前項により定められた招集権者または議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たした時は、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(相談役および顧問)

第26条 取締役会の決議により、相談役および顧問各若干名を置くことができる。

(社外取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

### (員数)

第28条 当社の監査役は5名以内とする。

### (選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (常勤の監査役)

第31条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。

### (監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査役会を開催することができる。

### (監査役会規則)

第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

### (報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### (社外監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- (1) 1961年5月31日開催の第39期定時株主総会において可決される。
- (2) 1962年11月30日開催の第42期定時株主総会において、株式の総数を変更した。
- (3) 1967年5月30日開催の第51期定時株主総会において、第15条を挿入。よって第15条以下は条文の順序をそれぞれ一つずつ繰り下げた。
- (4) 1969年11月29日開催の第56期定時株主総会において、株式の総数を変更した。
- (5) 1971年5月29日開催の第59期定時株主総会において、第8条に名義書換代理人を新設。そのため、従来の定款第8条を一部訂正すると共に第9条を変更し、以下条文の順序をそれぞれ1条ずつ繰り下げた。
- (6) 1972年11月29日開催の第62期定時株主総会において、第18条取締役役員数を変更した。
- (7) 1975年5月30日開催の第67期定時株主総会において、「商法の一部を改正する法律」(昭和49年法律第21号)の施行に伴い、監査役に関する規定その他について所要の変更を行うとともに、営業年度を1年に変更し、あらたに中間配当制度の規定を設け、取締役選任につき累積投票を全面的に排除するほか、事業目的の詳細化等若干の変更を行い、あわせて、規定内容の明確化、簡潔化について変更した。
- (8) 1982年6月29日開催の第74期定時株主総会において、「商法等の一部を改正する法律」(昭和56年法律第74号)の公布に伴い、所要の変更を行うとともに、株主の便宜をはかるために株主名簿の閉鎖期間を短縮し基準日を設定した。以上の他、授権株数の増加、将来の転換社債の発行に備え転換社債の転換に関する規定の新設、その他一部語句の簡略化等を行った。
- (9) 1991年6月27日開催の第83期定時株主総会において、「商法等の一部を改正する法律」(平成2年6月29日法律第64号)の施行に伴い、所要の変更を行うとともに、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年5月15日法律第30号)に基づく「株券等の保管振替制度」が1991年10月より実施されるため、所要の変更を行った。また、株主の便宜をはかるために株主名簿の閉鎖の規定を削除し、基準日制度のみとした。さらに表現の修正、附則の削除、項番を付すなどの変更を行った。
- (10) 1993年6月29日開催の第85期定時株主総会において、本店所在地の変更を行い、あわせて株主総会の招集場所の規定を新設した。
- (11) 1994年6月29日開催の第86期定時株主総会において、「商法等の一部を改正する法律」(平成5年法律第62号)の施行に伴い、所要の変更を行った。
- (12) 1998年6月26日開催の第90期定時株主総会において、目的の変更を行い、あわせて「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律」(平成9年法律第55号)第3条の規定に基づく株式消却に関する規定を設けた。
- (13) 2000年6月29日開催の第92期定時株主総会において、取締役の任期および役付取締役に関する規定の変更を行い、目的を達した附則を削除し、取締役の任期に関する附則を設けた。
- (14) 2002年6月27日開催の第94期定時株主総会において、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)、「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第149号)の施行に基づき、所要の変更を行うとともに、監査役の任期に関する附則を設けた。

- (15) 2003年6月26日開催の第95期定時株主総会において、「商法等の一部を改正する法律」（平成14年法律第44号）の施行に基づき、所要の変更を行った。
- (16) 2004年6月25日開催の第96期定時株主総会において「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成15年法律第132号）の施行に基づき、自己株式の取得に関する規定と、法務省民商第1079号民事局商事課長通知（平成15年4月9日付）に基づき、監査役補欠者の選任に関する規定を設けるとともに、目的を達した附則を削除した。
- (17) 2004年5月20日開催の取締役会において、2004年9月1日付をもって1単元の株式数を1,000株から100株へ変更することを決議したことに伴い、所要の変更を行った。
- (18) 2005年6月29日開催の第97期定時株主総会において、「電子公告制度導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第87号）の施行に基づき、公告の方法を電子公告に変更するとともに、授権株式数の増加および本店所在地の変更を行い、あわせて、本店所在地の変更の効力発生日に関する附則を設けた。
- (19) 2006年6月28日開催の第98期定時株主総会において、「会社法」（平成17年法律第86号）他関係法令の施行に伴い、単元未満株主の権利の一部制限、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供、取締役会の決議省略、社外取締役および社外監査役の責任免除に関する規定の新設および剰余金の配当等の決定機関を株主総会から取締役会へ変更するとともに、条文構成の整理、用語、表現および引用条文の変更ならびに一部字句の修正等の所要の変更を行った。
- (20) 2009年6月23日開催の第101期定時株主総会において、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が2009年1月5日付で施行されたことに伴い、株券を発行する旨の定款規定が廃止されたものとみなされたことによる不要な条文および用語の形式的な変更、株券喪失登録簿に関する附則の新設ならびに条数の繰り上げその他の所要の変更を行った。
- (21) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）の施行に伴い、2009年6月23日に制定した株券喪失登録簿に関する附則が2010年1月5日をもって効力を失ったため、附則第2条の定めにより附則を削除した。
- (22) 2013年6月25日開催の第105期定時株主総会において、監査役員の員数を変更した。
- (23) 2017年6月21日開催の第109期定時株主総会において、取締役会の招集権者および議長に関する規定を変更した。
- (24) 2022年6月22日開催の第114期定時株主総会において、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正の施行に基づき、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定を削除し、電子提供措置等に関する規定を新設するとともに、削除および新設される規定の効力発生日等に関する附則を設けた。
- (25) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正の施行に伴い、2022年6月22日に制定した株主総会資料の電子提供に関する附則が2023年3月1日をもって効力を失ったため、附則第1条第3項の定めにより附則を削除した。